



車を買う前に② 車にかかる費用

清水香 Shimizu Kaori ファイナンシャルプランナー、社会福祉士
家計の危機管理の観点から社会保障や福祉、民間資源を踏まえた生活設計アド
バイスを行う。消費生活相談員資格(国家資格)取得

Q ① 自動車購入の際に本体代金のほかに請求される諸経費が高い気がする。支払わなければならないのか

自動車を購入するときは、本体価格のほか、税金や保険などさまざまな費用(付帯費用)が必要になります。警察や運輸支局への各種登録手続きには手数料もかかります。自動車ディーラー等に諸手続きを依頼すれば、代行手数料もかかります。必要費用に代行手数料を加えた「預かり法定費用」として、これらがまとめて請求される場合もありますが、購入者の知識不足などからトラブルが生じることがあるようです。自動車購入に当たり、具体的にどのような費用がどの程度必要になるのか、確認しておきましょう。

▼ 購入時に必要になる費用

購入時にかかる費用には、次のようなものがあります(表1)。

【税金】

自動車取得時にかかる税金は、自動車税・環境性能割・自動車重量税の3つです。自動車税は、取得した自動車の排気量に応じてかかる税金で、購入の翌月分から納付し、その後も毎年納めます。環境性能割は、かつて自動車取得税といわれていた税金です。環境負荷が低い自動車ほど税率は低く、電気自動車等の負担はゼロです。自動車重量税は、自動車が道路等にかかる負荷を踏まえ、自動車の重量や経過年数に応じて新規登録時や車検時に納める税金です。

なお、グリーン化特例やエコカー減税の対象になる自動車を一定期間内に購入すると、自動

車税や自動車重量税が減免されます。

【検査登録関連費用】

新規登録時や車検時には、安全確保や公害防止等を目的とした検査登録が義務づけられており、検査や登録に手数料がかかります。

一方、自動車を購入して保管場所を届け出るときは、車庫証明手数料がかかります。

【自動車リサイクル法関連費用】

廃車時に必要になるエアバッグやカーエアコンなどの廃棄費用は、原則として新車購入時に負担します。廃車せず自動車を売却した場合、負担したりサイクル料金は戻ります。

【保険】

一定の自動車等には、自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)の加入が法律で義務づけられています。新規登録時および車検時に保険料を支払い加入します。未加入の自動車は運転できません。ただし、自賠責保険の補償は対人賠償のみで、上限もあります。自賠責保険の補償を超える対人賠償や、対物賠償の補償を受けるには、自賠責保険とは別に、自動車保険(任意保険)への加入が必要です(Q2にて詳細後述)。

【その他】

指定した納車場所により、納車費用が必要になることがあります。また下取り車があるときは、ディーラー等に廃車手続きを依頼すると、代行手数料がかかることがあります。

▼ 自動車保有中に必要になる費用

購入後も、自動車を保有する限り、税金や自動車保険料などの負担は続きます。整備代や車検費用も定期的に必要になります。利用頻度に



表1 自動車購入時に必要になる諸費用

※筆者作成(2022年10月時点)

種類	項目	概要	負担額
税金	自動車税 (種別割)	4月時点の自動車保有者が翌年3月末までの分を納付。新規保有は購入時の翌月分から納付(普通車の場合)	排気量に応じ年25,000~110,000円(自家用乗用車。軽自動車は年10,800円。2019年10月1日以降の新車新規登録) ※2023年3月31日までにグリーン化特例の対象車の新車新規登録で税の減免あり
	環境性能割 (旧:自動車取得税)	新車や中古車を購入・譲渡されたとき、自動車の燃費性能等に応じ納付	燃費性能等に応じ自家用車は車両の取得価格×0~3%、営業用登録車および軽自動車は車両の取得価格×0~2%。電気自動車など燃費基準が一定基準を達成した自動車は非課税
	自動車重量税	新規登録、車検や構造変更するとき、自動車の区分や重量、経過年数に応じて納付	自動車の重量に応じ12,300~73,800円(3年分。自家用自動車の新車新規登録時の例) ※2023年4月30日までにエコカー減税の対象車の新車新規登録で税の減免あり
検査登録関連費用	検査登録手数料	新車や中古車を検査・登録するときに納付	新車新規登録手数料:900円(OSS申請:500円) 新規検査手数料:2,500円(持込検査の場合)(注) ナンバープレート発行:2,000円等 ※普通車の場合
	車庫証明手数料	自動車の車庫証明(保管場所証明)届出時の手数料	保管場所証明手数料+保管場所標章交付手数料:2,600円 ※東京都の場合
自動車リサイクル法関連費用	リサイクル預託金	車両廃棄時に必要なエアバッグのリサイクル、カーエアコンのフロン類の廃棄等にかかる費用を事前負担	軽・小型乗用車(コンパクトカー):7,000~16,000円程度 普通乗用車:10,000~18,000円程度 ※上記に加え資金管理料金290円、情報管理料金130円が必要になる
保険	自賠責保険料	法律で義務づけられる対人賠償保険	保険期間37カ月の場合、自家用自動車:27,770円 軽自動車:27,330円
	自動車保険料 (任意保険料)	自賠責保険の補償を超える対人賠償責任、および対物賠償、自分のケガやマイカーの損害をカバーする保険	ドライバー年齢や運転歴、事故歴、車の使用目的、走行距離、補償内容により異なる
その他	納車費用	自動車の納車場所によりかかる。店頭引渡しは不要	ケースによる
	下取関連費用	下取り車があり、名義変更や廃車手続きの代行を依頼する場合の費用	ケースによる
	JAF会費等	車両トラブル発生時の復旧・対応サービス費	入会金+年会費6,000円 ※支払い方法等による割引制度あり

(注)2022年10月時点の金額。2023年1月1日より変更あり

応じて、ガソリン代や洗車費用がかかることはいうまでもなく、駐車場代が必要になることもあるでしょう。自動車を手放す最終段階の廃車手続きでは、自動車税等の還付を受けられることもあります。廃車費用が必要にもなります。

自動車の維持費を合計すると、月当たり数万円を超えることが珍しくありません。無計画なマイカー購入は家計を圧迫し、生活設計が崩れる要因にもなり得ます。購入時のみならず、所有すると毎月どのくらいの費用が必要になるのか、じっくり試算してから購入に臨みましょう。

▼ オートローンを利用する場合の注意点

オートローンは自動車を担保にして購入資金を借り入れる方法で、銀行や信販会社に取り扱っています。車両価格全額をローンで支払う通常のオートローンのほか、車両価格から残価を差し引いた分をローンで支払う「残価設定型ローン」もあります。残価設定型ローンでは残価分が借入額に含まれないため、返済額は通常のローンより抑えられます。ただしローン終了時に、自動

車を返却する、または買い取る、新車に乗り換える、そのいずれかを選択することになります。利用には審査が必要です。信販会社より銀行のほうが、一般に金利が低い傾向ですが、審査基準は厳しめです。ローンには固定金利型と変動金利型があり、固定金利型は返済終了まで返済額が変わりません。一方で変動金利型は、市中金利が将来上昇すると、返済額が増えるおそれがあります。借入額が多いほど、返済期間が長いほど、さらに借入利率が高いほど、毎月の返済額は多くなります。頭金を貯めてから臨むこと、利率をよく比較したうえで選ぶことが大切です。

▼ カーリースを利用する場合の注意点

自動車をそばに置いて継続的に利用するには、購入のほか、リースの選択肢もあります。リース料を毎月支払い、自分の好きな自動車を一定期間にわたり借りる方法です。リース料を構成する車両価格は、一般に車両本体価格全額ではなく、リース期間終了時の残価を差し引いた金額で設定されます。リース料には購入時・

保有時にかかる自動車税等の税金や自賠責保険料、メンテナンス料などの諸費用も含まれているため、これらの別途負担は不要になります。ただし、ガソリン代や洗車代はリース料に含まれず、自動車保険も通常は別途加入が必要です。

契約には審査が必要で、契約により走行距離に上限が設けられることがあります。契約後の中途解約は原則できませんが、事故等で自動車全損(修復不可能な状態や盗難され見つからない状態などのこと)となると強制的に契約終了となり、未払いリース料や自動車残価の一括払いを求められます。こうしたとき、家計負担が困難になることが予測されるなら、自動車保険に車両保険を付帯して備えることも必要になります。

▼ 目的や家計状況から利用方法の検討を

所有やリースで自動車を継続的に使用する場合、同時に種々のコストも継続することになります。自動車は居住地や暮らし方により必需品である一方、公共交通機関が発達した都市部での必要性は薄れます。ウェブを通じて予約を入れ、短時間から安価な料金で自動車を利用できる会員向けカーシェアリングも昨今広まりつつあります。利用目的や家計状況を踏まえ、複数の選択肢を並べたうえで、どのように自動車とつき合うのが適切なのか検討しましょう。

Q2 自動車にひかれ骨折したが、加害者が任意保険に入っていないという。保険加入は義務ではないのか

加害者が任意保険に加入していない場合でも、ケガをした被害者は120万円まで自賠責保険による補償を受けられます。法律により、一定の自動車等には自賠責保険の加入が義務づけられており、未加入には罰則もあります。

自賠責保険の保険金は、治療費を立て替えた加害者が請求することも、被害者本人が直接請求することもできます。なお、ひき逃げなどの

被害を受けて加害者が分からない場合には、自賠責保険に準じた補償を受けられる「政府保証制度」があります。いずれも、損保会社等を通じて保険金請求の手続きができます。

▼ 「任意」でも自動車保険は必要な保険

ただし、自賠責保険の補償は、被害者救済のための最低限の水準です。対象は他人を死傷させた場合のみで、補償は傷害120万円、死亡3000万円、後遺障害4000万円が上限となります(表2)。自動車など他人のモノに与えた損害は、自賠責保険では補償されません。つまり、自賠責保険だけでは、加害者の賠償責任の全額を必ずしもカバーすることができないのです。

一方、自動車保険は任意保険ともいわれ、加入は義務ではありません。しかし、自動車保険の契約をしていなければ、自賠責保険の補償上限を超える損害賠償責任の全額を、加害者自身が負担することになります。

自動車を運転する限り、誰もが深刻な事故を起こすおそれがあり、どのような事故が起こるかは予測できません。発生頻度はさほど高くはないものの、ひとたび起これば家計負担が難しい事態も起こり得る自動車事故には、保険での備えが基本になります。

自動車保険は、対人賠償・対物賠償など「他人のための補償」と、人身傷害補償・車両保険など「自分のための補償」で構成されます。

負担する保険料は、車種や運転者の属性、使用目的等により大きく変わります。損保会社によっても異なるので、事前に複数の会社の見積もりを取り寄せ、検討しましょう。

表2 自賠責保険と自動車保険の違い

※筆者作成

自賠責保険		自動車保険(任意保険)
被害者救済	目的	法律上の損害賠償責任をカバー
対人のみ	補償	対人/対物/自分が死傷したとき/マイカーの損害 など
死亡3000万円/ 後遺障害4000万円/ 傷害120万円 が上限	支払限度額	保険金額が上限
なし	示談代行	あり